

令和 5 年度

大阪府自動車小売業最低賃金専門部会

第 1 回 会議次第

令和 5 年 8 月 18 日（金）午後 2 時
（大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用会議室 B）

1 開 会

2 議 事

- （１）部会長及び部会長代理の選出について
- （２）審議の進め方について
- （３）審議資料について
- （４）大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

令和5年度大阪府自動車小売業最低賃金

専門部会資料

資料1	大阪府自動車小売業最低賃金専門部会運営規程・・・・・・・・・・	1
資料2	令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項・・・・・・・・	3
資料3	令和5年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況・・・・・・・・	5
資料4	申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
資料5	大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）（写）・・	9
資料6	最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）・・・・・・・・・・	11
資料7	令和5年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ・・・・・・・・	13
資料8	自動車小売業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表・・・・・・・・・・	15
資料9	令和5年度改正の必要性の有無に係る意見書 （労働者側 9－1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	（使用者側 9－2～9－4）・・・・・・・・・・	19
資料10	大阪府内の最低賃金リーフレット・・・・・・・・・・	25
資料11－1	令和5年春季賃上げ妥結状況（最終報）・・・・・・・・・・	27
資料11－2	令和5年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）・・・・・・・・	35

大 阪 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
大阪府自動車小売業最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年9月15日から施行する。

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月20日から施行する。

令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和5年7月28日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

- (1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和5年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和5年6月30日現在

	最低賃金の件名及び産業分類	意向表明年月日 改正申出年月日	申 出 者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備 考
改	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 J E C 連合大阪地方連絡会 議長 平間 明弘	2,098	1,036 (49.4%)	労働協約ケース
	大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男	16,854	6,750 (40.0%)	労働協約ケース
正	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	全電線大阪地方協議会 議長 濱島 大輔 アルミ関連労協 議長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 会長 森 義仁	4,886	2,927 (59.9%)	労働協約ケース
	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	53,841	23,949 (44.5%)	労働協約ケース
決	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29(E2941, 297を除く), 30, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	電機連合大阪地方協議会 議長 嶋本 貴至	29,907	28,577 (95.6%)	労働協約ケース
	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男 自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	14,067	5,663 (40.3%)	労働協約ケース
定	大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591(I5914を除く), L7282)	令和5年2月23日 令和5年6月30日	自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	18,960	6,309 (33.3%)	労働協約ケース

※ 労働者数は、平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース（30年次フレーム）から算出

2023 年 6 月 30 日

大阪労働局

局長 木原 亜紀生 様

大阪府池田市満寿美町 13-16

自動車総連 大阪地方協議会

議長 森 茂 喜

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、大阪府自動車小売業の最低賃金の改正を下記のとおり申し出る。

※ 申出者が 2 名以上の場合

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、大阪府自動車小売業の最低賃金改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

大阪府において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 18,960 人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

大阪府において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

以上 約 18,960 人

3. 改正を申し出る最低賃金の件名 大阪府自動車小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記 3 の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由 <労働協約ケースの場合>

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね 3 分の 1 に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。



賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,309 人

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数	6,309 人
大阪府における自動車小売業を営む使用者に使用される基幹的労働者数	18,960 人
=33.27% > おおむね 3 分の 1 以上	
労働協約上の賃金の最も低い額=1,096 円/時間額	
改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額=1,023 円/時間額	

6. 添付書類

- (1) 申し出合意書及び委任状
- (2) 労働協約の写し
- (3) 当該労働協約の適用を受ける基幹労働者の概算
- (4) 所定労働時間及び所定労働日数

令和 3 年 9 月 24 日

大 阪 労 働 局 長
木 暮 康 二 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服 部 良 子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 3 年 7 月 6 日付け大労発基 0706 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

大阪府自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 3 月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 993 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 3 年 12 月 1 日



大労発基 0704 第 2 号
令和 5 年 7 月 4 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長
木原 亜紀生

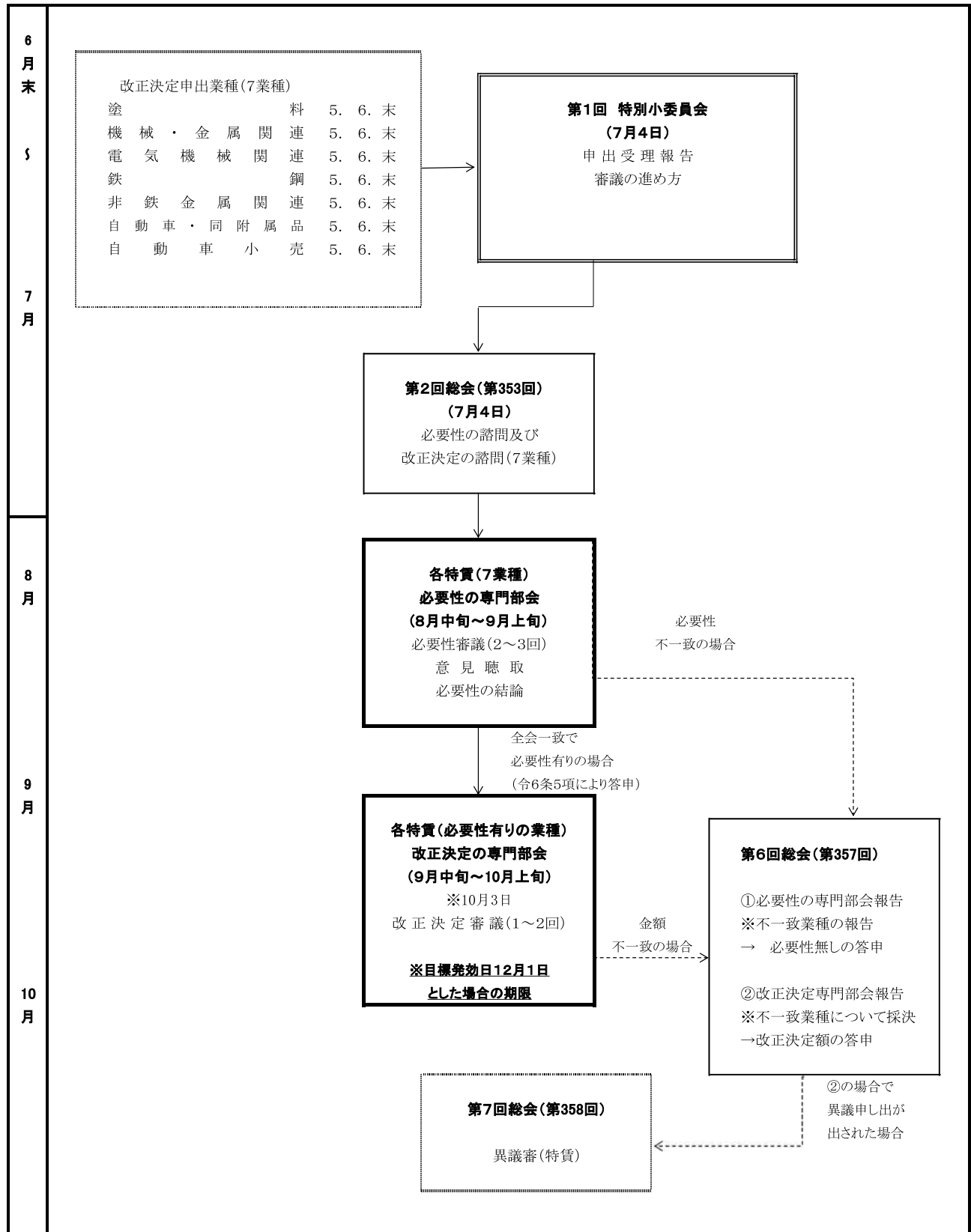
最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金

令和5年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)



自動車小売業の改正申出にかかる企業内
最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額
時間額 993円

事業所番号	対象人数 (人)	所定労働時間数 (時 間)	所定労働日数 (日)	令和5年協約金額		
				月 額 (円)	日 額 (円)	時間額 (円)
1	218	—	—	185,000	—	1,148
2	455	162.000	20.70	198,800	—	1,227
3	350	159.375	21.25	180,000	—	1,130
4	249	156.870	20.92	183,200	—	1,168
5	447	158.800	21.17	178,600	—	1,125
6	1,428	158.750	21.17	175,000	—	1,102
7	1,067	158.700	21.20	174,000	—	1,096
8	1,991	163.300	20.40	186,400	—	1,141
9	104	—	20.91	192,000	—	1,185
合計	6,309					

※ 網かけ部分は、協定額のうち最低額。

※ 労働組合が同一の事業場（協約内容が同じ）は、まとめて表記している

令和 5 年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大 阪 府 自 動 車 小 売 業 最低賃金
労・使 側	

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

- ◆労働者の生活安定に伴う労働力の質的向上、および自動車産業の魅力向上による人材の確保と永続的発展を果たすべく、当該特定最低賃金の改正は『必要』です。

2. 上記 1 の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示してください。

①産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

- ◆自動車は、経済社会の基盤となる輸送手段を提供するのみならず、生活文化を形作る重要な要素となっている耐久消費財です。通勤や外出時の「足」として利用されているだけではなく、余暇においてはより充実した生活実現に「愛車」として活躍しています。個人で所有していなくてもバス・タクシー・配達車等の利用があり、自動車との関わりを持たない人や企業はほとんどなく、自動車検査登録情報協会の「都道府県別・車種別自動車保有台数(軽自動車を含む)」によると、大阪府は全国5位の保有台数3,828,216台(2023年4月末現在、昨年より14,108台増)を擁する地域であり、自動車の販売と整備を生業とする自動車小売業が、大阪府における産業構造の中においても重要な位置を占めており、大阪府の経済と人々の生活を支えています。
- ◆自動車は耐久消費財の中では高額な商品です。販売取引行為に際して官公庁の検査や申請手続きが必要であることなど販売形態が特殊であることから、家電量販店やディスカウントストアのような販売店はなく、特に自動車の機能向上が著しい今日においては、販売員はお客様に説明すべき事項も多いうえ、溢れる情報の中からお客様に合った的確な情報の提供が求められています。また整備士もお客様に対して安心・安全を提供するための高度な技術と知識が求められています。自動車は取り扱いを誤ると人命に関わる商品であり、それを販売し性能を維持するメンテナンスを長きにわたり行っていく責任の重大性は他の小売業とは比べ物になりません。
- ◆このように自動車小売業は、豊富な知識や経験を持った販売員と整備サービスを担う国家資格を持った技能者の確保が必要であり、また高額商品を提供する観点からもお客様に安心感を持っていただくために正社員の比率は高い業態だと言えます。従って多くの正社員を雇用し続ける企業体力（経営実績・経営能力・支払能力）を持つことが必然となるのが自動車小売業であると言えます。

②賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

- ◆大阪府労働環境課が府内労働組合の賃上げ状況をまとめた、令和 5 年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）の産別妥結状況によると、卸・小売業の妥結額【加重平均】は昨年の 5,521 円から 10,455 円（4,934 円増・増減率 89.4%）へと昨年を上回っています。

- ◆大阪労働局の新卒採用時賃金情報では、大阪府における令和5年3月卒業者【高校】の所定内給与額【卸・小売業】の平均額は190,000円であり、時間額に換算すると（1ヵ月単位の変形労働時間制【31日】の労働時間で月額を除いた）1072.8円です。自動車総連大阪地方協議会販売部門では、2023年総合生活改善において企業内最低賃金協定額の引き上げを要求した14組合のうち9組合で引き上げ回答を獲得、平均引き上げ額は7,082円となっており、大阪府自動車小売業の最低賃金改正を求める申出書において企業内最低賃金協定【18歳以上】の適用を受ける基幹的労働者の最下限額は1,096円となっています。

③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

- ◆大阪市消費者物価総合指数（2023年6月速報）は、2020年を100として104.8（前年同月比3.5%増）、生鮮食品を除く総合指数は104.6（前年同月比3.5%増）、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は104.9（前年同月比4.8%増）となっており物価上昇局面が続いています。そして厚生労働省毎月勤労統計調査（2023年5月）によると実質賃金指数は現金給与総額において前年比1.2%減となっていることから、家計は悪化しているといえます。

3. その他

- ◆自動車産業は、生産・販売・整備・輸送など広範な関連産業を持つ総合産業であり、直接・間接に従事する就業人口は我が国の全就業人口の約8%、製造品出荷額は全製造業の製造品出荷額の約18%、機械工業の約40%を占めるなど、日本の経済を支える基幹産業のひとつとして重要な地位を占めています。日本の成長を支える自動車産業の永続的発展を果たすには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を目指し実現していくことで産業全体の底上げを図り、そこで働く「人」の意欲・活力を高める必要があります。こうしたことから産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定最低賃金を引き上げて、産業に相応しい最低賃金水準の底上げを図っていかなければなりません。
- ◆組織化された労働者は対等な労使交渉で自らの労働条件決定に関与できますが、未組織労働者や非正規労働者の多くは労使交渉の機会すらなく、自らの労働条件決定に関与することができないのが現状です。すべての労働者の賃金の底支えを図るためにも、最低賃金への取り組みを推進する必要があると考えますが、特に産業別最低賃金への取り組みは、労使間だけに留まらず公益側も加わり三位一体となった日本で唯一の企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、企業にとってより良い人材確保の観点からも、産業の健全な発展のためにも重要な制度です。産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する産業別最低賃金の約割は、最低限の生活を保証するセーフティネットの意味合いを持つ地域別最低賃金とは大きく性格が異なります。数年来続いている地域別最低賃金との金額差の議論ではなく、産業の永続的発展に相応しい水準となる産業別最低賃金の設定が必要であると考えます。

○ 記述責任者

氏 名：自動車総連 大阪地方協議会 山田 晋

記述年月日： 2023 年 7 月 24 日

特定最低賃金名	自動車小売り業 ・ 整備業 最低賃金
労（使）側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

改正の必要性はないと考えます。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示してください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

新型コロナウイルスの感染拡大を発端とした半導体不足等により新車の長納期化が問題となったここ数年でしたが、コロナが落ち着きつつある中、その反動により今期は各社の業績は上向きになる見込みである。

しかしながら、業績の落ち込みはコロナだけが原因ではなく、少子高齢化に伴う人口減少や自動車離れの進行等、特に若い人などは「所有から利用」へと意識が変化してきている等、将来に向けて不安要素しかないのが現状である。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

2023年春闘における「全トヨタ販労連（CND）」の解決状況は、6月23日時点で賃金改善分は5,401円（時間当たり約33.8円）率にして2.13%となっている。

一方で中央最賃審議会にて議論されているのは、全国平均1,000円を目指すというもので、引き上げ率にすると実に4%程度となる模様であり、もはや業界の優位性とかの議論をするというのではなく、地域最賃引き上げ額の決定を待つという状況。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

令和5年6月の総務省発表による消費者物価指数（令和5年5月分）の推移は、2020年を100として105.1%、前年同月比103.2%となっている。一方で大阪の地域最賃は仮に今年が4%程度引き上げられた場合、2020年を100とすると110%程度となり物価上昇率を大きく上回る事となる。

④ その他

2022年の賃金改定では、塗料製造業等一部の業種を除く多くの特定業種が地域最賃改定額を下回る事となった。地域最賃を下回る業種については特定最賃の必要性は無いものとする。

3 その他

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏 名 大阪トヨペット株式会社 塩崎 邦生

記述年月日：令和 5年 7月 13日

令和5年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車小売業・整備業 最低賃金
労・ <u>使</u> 側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

改正の必要は無しと考えます

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

・物価上昇（仕入れ商材：タイヤ、オイル、部品等）の転嫁遅れ・作業工賃転嫁遅れ等による収益低下。・コロナ5類移行後も、解消の目途が立たない長引く長納期化。・EV化推進をにらんだ製販への外資・異業種の参入激化。・社会問題化している少子高齢化・若年層の車離れ・車業界への就業者減少 等

今後、自動車小売業を取り巻く環境は厳しさを増し、特に、中小零細企業は支払い能力に余裕が無いものと想定される。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

・昨年の最低賃金は過去最大の上げ幅となり、今年度も報道では全国平均 1000 円以上の目標を考えると引き続き大幅な上げ幅が想定される。その中で、各社、可能な限り昇給はしているものと考えます。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

世界的なインフレの波で、毎日のように様々な物価が上昇している。（5月消費者物価指数は前年の3.2%↑）但し、大阪府の最低賃金は全国的にも、近畿圏でも高い。

3 その他

上記の通り、現在、大阪府の最低賃金は十分高い水準にある。

自動車小売業・整備業が特定賃金業種に指定されている役割は十分果たした。

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏 名 日産大阪販売(株) 菅 洋介

記述年月日：令和5年7月13日

令和5年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	<u>自動車小売業・整備業</u> 最低賃金
労・ <u>使</u> 側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

「改正の必要性はない」と考えます。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

- ・2022年全需は420万1321台、前年比5.6%減と4年連続のマイナス。

販売が大きく落ち込んだ2011年の421万219台をも下回り、1977年以来、45年ぶりの低水準。

- ・少子高齢化、免許保有者減少で国内市場は縮小傾向。
- ・EV化進展によるインフラ投資増、異業種参入、整備売上減少により、経営状況は厳しい。
- ・専門店、ディーラーの顧客囲い込み、技術高度化対応等で安定的な経営が困難で支払能力に乏しい。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

- ・物価高騰、優秀な人材確保の観点から、各社において経営体力を考慮した賃上げが実施されている。
- ・令和5年春季賃上げ要求・妥結状況（大阪府）では、全業種の賃上げ率は、3.62% 加重平均による集計を開始した平成5年以来、賃上げ率が3%を超えるのは平成6年以来となっている。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

- ・昨年から引き続き消費者物価は上昇（大阪市消費者物価指数は17ヶ月連続上昇）しているが、大阪府最低賃金は、全国的、近畿圏内と比較しても高い水準であり、生活水準維持は可能である。

④ その他

- ・政府が、地域内最低賃金を全国平均で1000円達成を言及していることをふまえると、地域内最低賃金はこれからも上昇することが予想され、改定の必要性よりも、特定最低賃金を維持することへの是非を議論することが求められていると考えます。

3 その他

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏 名 株式会社 関西マツダ 水谷 昌弘

記述年月日：令和5年7月14日

令和4年度大阪府内の最低賃金

		時間額(発効年月日)	適用の範囲	
大阪府最低賃金		1,023円 (令和4年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	
特定最低賃金件名		時間額(発効年月日)	適用が除外される方	
塗料製造業		1,031円 (令和4年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業		1,028円 (令和4年12月1日)		
鉄鋼業		1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	備考 <	

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を
ご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ



支援制度 1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

- 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。
- 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。



詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

HP:<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>



支援制度 2 賃金引上げを応援する制度

どの支援が合うか迷ったら、
このセンターに相談してみてね！

●業務改善助成金 ※中小企業向け

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 TEL:06-7223-8943



●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります。）

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**



(2)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**

(2)



(3)



●「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」もご覧ください。



令和5年6月5日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 裏野・松浦

▽直通 06-6946-2604

令和5年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:419組合(加重平均)】

【調査時点:5月24日現在】

□ 妥結額 10,792円(前年:5,967円)

□ 賃上げ率 3.62%(前年:2.00%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額が10,000円を超えるのは、本府が加重平均による集計を開始した平成5年以来、賃上げ率が3%を超えるのは平成6年以来となる。
- 企業規模別の妥結額は、全ての規模で前年より大幅に増加している。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

- 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- 本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- 6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月 24 日までに妥結額が把握できた

528組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな419組合(123,381 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/ 各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

〈政府の動向〉

- ・岸田総理は、令和4年 11 月 10 日に開催された「第 12 回新しい資本主義実現会議」において、「来春の賃金交渉に向けた賃金引き上げについては、その成果に、成長と分配の好循環の実現が懸かっている」として、労使に対して、「物価上昇を特に重視すべき要素として掲げ、これに負けない対応を強くお願いする」と述べ、2023 春闘における賃上げの実現に期待感を示しました。
- ・また、令和5年1月4日の年頭記者会見において、「成長と分配の好循環の中核である賃上げを何としても実現しなければならない。この 30 年間、企業収益が伸びても期待されたほどに賃金は伸びず、想定されたトリクルダウンは起きなかった。この問題に終止符を打ち、賃金が毎年伸びる構造をつくる。今年の春闘について、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたい」と述べました。

〈労使の動向〉

- ・連合の芳野会長は、令和4年 12 月 1 日に公表した「2023 春季生活闘争方針」をふまえ、「物価上昇によって働く仲間の生活は苦しくなっており、賃上げへの期待は大きい。とりわけ生活がより厳しい層への手当てが不可欠である。各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点とすべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、賃上げ分3%程度、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含む賃上げ5%程度を目標に取り組んでいく」と述べました。
- ・日本経団連の十倉会長は、令和5年1月1日の日本経済新聞社などの年頭インタビューにおいて、「物価を重視して賃上げの努力をするのは企業の責務だ。賃上げのきっかけは(資源高や円安による)コストプッシュ型かもしれないが、持続的な物価と賃金上昇の好循環につなげることが一番大切だ。できるだけ(基本給を底上げする)ベースアップを中心にやってほしいと会員企業に呼びかける」と述べました。

〈経済的背景〉

- ・内閣府は、令和5年1月 25 日に公表した月例経済報告において、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」とし、また、先行きについては、「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある」などの判断を示しました。

〈交渉経過〉

- ・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出、3月 15 日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
○連合「連合白書（2023 春季生活闘争の方針と課題）」（令和4年12月） 〈基本的な考え方〉 ・「未来づくり春闘」に向けて、短期的な視点からの労働条件決定にとどまらず、20年以上にわたる賃金水準の低迷、その中で進行してきた不安定雇用の拡大と中間層の収縮、貧困や格差の拡大などの中期的な分配構造の転換を射程に入れた従来のフレームに急性インフレと慢性デフレが重なった「物価上昇への対応」という新たな要素を加えて方針を組み立てた点が特徴。 ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる賃金水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。 ・所得階層別にみると下位20%の勤労者世帯では、「勤め先収入」と給付金や子ども手当などの「社会保障給付」だけでは生活が賄えず赤字になっていることから、デフレマインドを払拭し、月例賃金の改善にこだわり、「底上げ」「底支え」「格差是正」をより強力に推し進める。 ・国際的に見劣りする賃金水準の改善や格差是正の実現をはかる必要がある。賃上げを継続し、改善幅を拡大していくためには生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ分3%程度、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%程度 ・昇給ルールの導入、導入する場合は勤続年数で賃金カーブを描く。 ・水準は、勤続17年相当で時給1,750円、月給288,500円以上をめざす。 ・企業内すべての労働者を対象に協定を締結。 ・締結水準は、時給1,150円以上をめざす。 ○全労連・国民春闘共闘委員会「23年国民春闘 方針」（令和5年1月） 〈基本的な考え方〉 ・9月の毎月勤労統計調査によると、1人当たりの賃金は物価変動を考慮した実質賃金が前年同月比1.3%減少し、6ヵ月連続のマイナスとなった。 ・名目賃金は緩やかに増えているが、それ以上に物価高騰が進んでいるため、実質賃金が減る構図となっている。 ・企業は利益を賃金に回さずに内部留保を溜め続けており、輸出大企業を中心に円安の恩恵を受け、経常利益が過去最高を更新し内部留保も増加した。 ・正規雇用・非正規雇用、移住労働者を問わず、物価の高騰を補うだけでなく、さらに生活改善をめざすベースアップをめざす。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ要求：月額30,000円以上、時間額190円以上 ・最低賃金要求：月額225,000円以上、時間額1,500円以上	○経団連「2023年版経営労働政策特別委員会報告」（令和5年1月） 〈連合「2023 春季生活闘争方針」への見解〉 ・連合が2023 春闘方針で示しているデフレからの脱却や「人への投資」、日本全体の生産性引き上げの必要性、サプライチェーンにおける取引適正化の推進など、基本的な考え方や方向性、問題意識の多くは経団連と基本的に一致。 ・「賃上げ分3%程度、定昇分含め5%程度」などの賃金要求指標は、賃金引き上げのモメンタムが始まったとされる2014年以降の賃金引き上げ結果と比べて大きく乖離。建設的な賃金交渉をめざす観点から、要求水準自体については慎重な検討が望まれる。 〈基本的な考え方〉 ・2023の春季労使交渉においても、「賃金決定の大原則」に則って検討する方針は堅持。その上で、自社の経営状況を労使で正しく共有した上で、様々な考慮要素のうち「物価動向」を特に重視しながら、企業の社会的責務として、賃金引き上げのモメンタムの維持・強化に向けた積極的な対応を呼び掛けていく。 ・「人への投資」として「賃金引き上げ」と「総合的な処遇改善・人材育成」を積極的に検討し、成長の果実を働き手に適切に分配することが必要。 ・「賃金引き上げ」では、月例賃金や諸手当、賞与、一時金を柱として自社に適した方法の検討・実施、「総合的な処遇改善・人材育成」では、エンゲージメント向上を軸に「働きがい」と「働きやすさ」に資する諸施策の導入・拡充が必要。 ・労使は「闘争」の関係ではなく、価値協創に取り組む経営のパートナーとの認識の下、経団連はわが国が抱える社会的課題の解決に向けて未来を「協創」する労使関係をめざしていく。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移 【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 10,792 円(前年:5,967 円)、賃上げ率 3.62%(前年:2.00%)となり、妥結額が 10,000 円を超えるのは、本府が加重平均による集計を開始した平成5年以来、賃上げ率が3%を超えるのは平成6年以来となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、8,213 円(対前年比:2,737 円増、50.0%増)

「300 から 999 人」が、9,883 円(対前年比:4,016 円増、68.5%増)

「1,000 人以上」が、11,241 円(対前年比:5,215 円増、46.4%増)となり、全ての規模で前年より大幅に増加しました。

(3) 産業別の妥結状況 【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が11,475 円、非製造業の妥結額平均が10,029 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(10,792 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「機械器具(14,095 円)」、「輸送用機械器具(12,605 円)」、「化学(12,503 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「情報通信業(7,611 円)」、「非鉄金属(7,979 円)」、「運輸業・郵便業(8,340 円)」等となりました。

■ 妥結額・賃上げ率の年次推移

年	集計 組合数	要結額		賃上げ率	
		金額 (円)	前年との差 (円)	賃上げ率 (%)	前年との差 (ポイント)
H5	585	10,614	—	3.93	—
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11
9	453	8,691	402	2.94	0.08
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09
13	669	5,957	224	2.02	0.07
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07
16	446	4,961	125	1.66	0.03
17	476	5,198	237	1.72	0.06
18	503	5,388	190	1.80	0.08
19	522	5,503	115	1.85	0.05
20	505	5,739	236	1.89	0.04
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15
23	363	5,221	318	1.75	0.10
24	417	5,239	18	1.77	0.02
25	409	5,265	26	1.79	0.02
26	395	6,239	974	2.13	0.34
27	400	6,513	274	2.21	0.08
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04
30	394	6,463	998	2.18	0.29
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16
4	391	5,967	545	2.00	0.17
5	419	10,792	4,825	3.62	1.62

要求額	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365
375	9,191
401	14,412



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賞金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

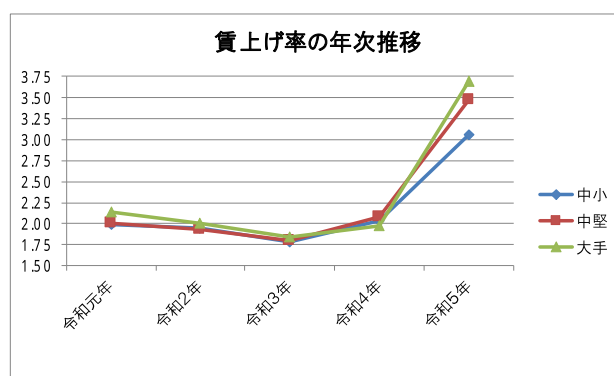
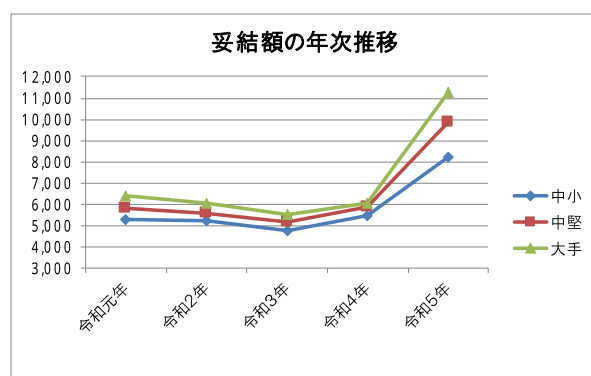
令和5年は、401組合の集計結果を表しています。

■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	18	297,173	8,179	2.75
	30～99人	87	256,513	7,537	2.94
	100～299人	107	271,377	8,416	3.10
299人以下		212	268,403	8,213	3.06
300～999人		77	283,982	9,883	3.48
1,000人以上		130	303,611	11,241	3.70
総平均		419	297,853	10,792	3.62

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	6,171	2.37	4,256	1.44	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75
	30～99人	5,043	1.94	4,591	1.78	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94
	100～299人	5,350	2.00	5,461	2.00	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10
299人以下		5,281	1.99	5,233	1.94	4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06
300～999人		5,789	2.01	5,582	1.93	5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48
1,000人以上		6,420	2.14	6,060	2.01	5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70



※各年の妥結額は、その年の最終報時点、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況（集計組合数:419組合）【加重平均】

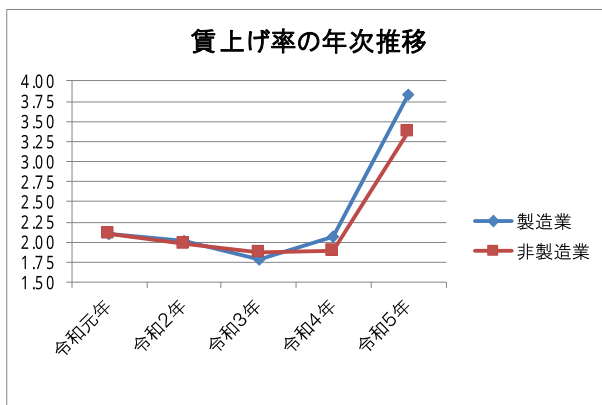
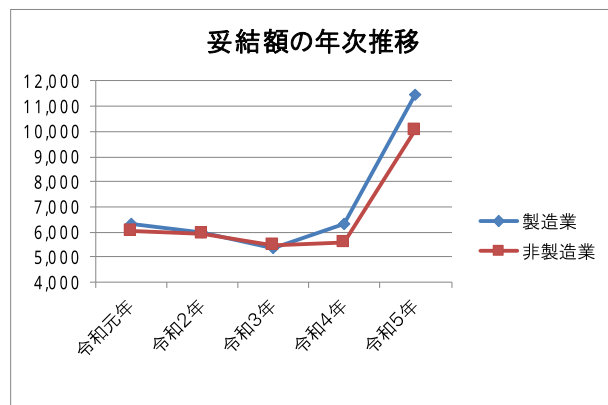
産 業		集計 組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)
全産業計		419	123,381	297,853	10,792	3.62	14,412
製 造 業	製造業平均	303	65,079	299,194	11,475	3.84	13,876
	食料品・たばこ	27	4,665	297,829	11,380	3.82	13,922
	繊維、衣服	29	4,647	288,730	11,247	3.90	14,458
	木材、家具・装備品	3	500	279,137	9,644	3.45	12,700
	パルプ・紙・紙加工品	6	505	276,675	11,486	4.15	12,009
	印刷・同関連	7	814	253,832	4,601	1.81	9,620
	化学	36	3,994	305,037	12,503	4.10	14,773
	石油・石炭製品						
	プラスチック製品	3	593	251,381	8,968	3.57	17,160
	ゴム、皮革製品	3	200	240,953	4,820	2.00	8,741
	窯業・土石製品	2	81	240,364	13,161	5.48	9,173
	鉄鋼	32	6,434	295,493	10,554	3.57	12,762
	非鉄金属	15	1,321	279,042	7,979	2.86	12,551
	金属製品	46	8,900	267,741	8,507	3.18	11,255
	機械器具	67	16,687	316,485	14,095	4.45	15,921
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	10,054	3.40	
	電気機械器具	10	2,549	287,892	11,719	4.07	14,146
	情報通信機械器具	1	12	332,550	12,400	3.73	19,400
	輸送用機械器具	12	11,162	318,867	12,605	3.95	13,875
	その他の製造	3	2,005	291,934	4,800	1.64	11,146
非 製 造 業	非製造業平均	116	58,302	296,355	10,029	3.38	15,127
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利	1	25	246,966	11,814	4.78	15,000
	建設業	3	1,627	304,880	10,374	3.40	13,701
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	17	1,407	309,027	7,611	2.46	19,062
	うち、通信・放送	1	373	249,722	11,000	4.40	28,000
	うち、情報サービス	1	11	170,853	3,000	1.76	10,000
	うち、情報制作(出版等)	15	1,023	332,136	6,425	1.93	15,293
	運輸業・郵便業	28	14,017	307,869	8,340	2.71	13,525
	うち、私鉄・バス等	5	8,860	306,844	8,453	2.75	
	うち、道路貨物輸送	13	4,816	313,785	8,035	2.56	13,338
	うち、郵便業						
	うち、その他	10	341	250,935	9,694	3.86	17,015
	卸売・小売業	47	32,265	293,845	10,258	3.49	14,797
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	1	2,792	285,298	16,639	5.83	16,639
	うち、金融・保険業						
	うち、不動産業	1	2,792	285,298	16,639	5.83	16,639
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	1	467	274,220	5,062	1.85	5,062
	飲食店、宿泊業	2	651	232,337	9,596	4.13	11,837
	生活関連サービス業、娯楽業	2	30	295,900	11,148	3.77	14,136
	医療、福祉、教育、学習支援業	6	330	296,828	6,568	2.21	26,950
	うち、教育・学習支援業	4	123	276,533	6,063	2.19	24,862
	うち、医療・福祉	2	207	308,887	6,868	2.22	28,191
	複合サービス事業、サービス業	8	4,691	290,367	10,959	3.77	18,256
	うち、複合サービス事業	2	2,175	268,667	7,016	2.61	19,224
	うち、自動車整備・機械修理	1	4	399,350	5,000	1.25	2,000
	うち、賃貸・広告業						
	うち、その他	5	2,512	308,983	14,383	4.65	17,436

※集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないとみられることから、結果の利用にはご注意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな401組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	6,312	2.11	5,998	2.01	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84
非製造業	6,053	2.11	5,907	1.98	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38



※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和5年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
第1報	4月3日	657組合	567組合	195組合	171組合	117組合	101組合
		19,271円	14,213円	9,263円	5,918円	10,739円	6,403円
第2報	4月19日	726組合	657組合	428組合	377組合	291組合	273組合
		18,965円	13,934円	8,348円	5,200円	9,615円	5,838円
第3報	5月12日	761組合	706組合	544組合	478組合	427組合	413組合
		18,747円	13,839円	8,126円	5,226円	8,837円	5,315円
最終報	6月5日	771組合	735組合	555組合	514組合	528組合	479組合
		18,703円	13,652円	8,323円	5,227円	8,500円	5,227円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答・妥結	74組合	年間一時金	1,258,776円
	186組合	夏季一時金	655,036円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和5年6月16日(金)午後2時

連 絡 先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 裏野・松浦

▽直 通 06-6946-2604

令和5年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月24日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:357 組合)

【全体結果】(表1)

項 目	令和5年	令和4年	対前年比
妥結額	11,060円	6,342円	4,718円増 (74.4%増)
賃上げ率	3.70%	2.10%	1.60ポイント増

【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を大幅に上回っている。
 - すべての企業規模で前年を大幅に上回っている。
 - 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を大幅に上回っている。
- また、製造業では全業種で、非製造業では8割の業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月24日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた419組合※のうち、前年の妥結額についても把握できた357組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

※この419組合を対象とした加重平均結果については、6月5日公表の令和5年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析 【集計組合数:357組合】

(1) 妥結額の状況 【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額11,060円(前年:6,342円)と、対前年比4,718円増・74.4%増となり、前年を大幅に上回る結果となりました。

(2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況 【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299 人以下」が、対前年比 2,935 円増・54.2%増（令和5年:8,349 円 令和4年:5,414 円）

「300 から 999 人」が、対前年比 4,361 円増・73.0%増（令和5年:10,332 円 令和4年:5,971 円）

「1,000 人以上」が、対前年比 4,956 円増・76.3%増（令和5年:11,452 円 令和4年:6,496 円）
となりました。

(表2) 企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和5年	令和4年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	15	7,680	4,507	3,173	70.4	
	30～99人	73	7,503	4,948	2,555	51.6	
	100～299人	89	8,632	5,581	3,051	54.7	
299人以下		177	8,349	5,414	2,935	54.2	↗
300～999人		64	10,332	5,971	4,361	73.0	↗
1,000人以上		116	11,452	6,496	4,956	76.3	↗
総加重平均		357	11,060	6,342	4,718	74.4	
総単純平均(参考)			9,537	5,795	3,742	64.6	

※増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 11,878 円(対前年比 4,891 円増、70.0%増)、非製造業が10,123 円(対前年比 4,520 円増、80.7%増)となりました。

製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 17 業種全てでプラス傾向となりました。

非製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 10 業種のうち 8 業種でプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が 10 組合以上あった業種のうち、前年と比べ増加率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 産業別の妥結状況(加重平均)のうち、前年に比べ増加率の高かった上位 3 業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
卸売・小売業	40	29,835	10,455	5,521	4,934	89.4	➡	スーパー、コンビニ事業を展開する一部大手組合においてマイナス妥結となっているものの、家電・自動車・飲料品・食料品・百貨店などの小売業を営む大手組合を中心に、9割の組合でプラス妥結となっている。
食料品・たばこ	23	4,167	11,650	6,240	5,410	86.7	➡	食肉加工品製造等を営む一部中堅組合においてマイナス妥結となっているものの、食料品・飲料品の製造・卸売業を営む大手組合を中心に、9割の組合でプラス妥結となっている。
機械器具	63	16,449	14,149	7,877	6,272	79.6	➡	各種機械器具の開発・製造を営む一部中堅・中小組合においてマイナス妥結となっているものの、9割を超える大手・中堅・中小組合でプラス妥結となっている。

※ 本集計では、集計組合数が 10 組合以上あった11業種全てでプラス傾向となりました。

(表4－(1)) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	265	59,977	11,878	6,987	4,891	70.0	↗
食料品・たばこ	23	4,167	11,650	6,240	5,410	86.7	↗
繊維、衣服	24	4,534	11,370	6,714	4,656	69.3	↗
木材、家具・ 装備品	2	479	9,848	4,515	5,333	118.1	↗
パルプ・紙・ 紙加工品	4	371	13,594	5,937	7,657	129.0	↗
印刷・同関連	4	228	7,581	4,111	3,470	84.4	↗
化学	33	3,760	12,267	7,023	5,244	74.7	↗
石油・石炭製品							
プラスチック製品	3	593	8,968	8,027	941	11.7	↗
ゴム、皮革製品	3	200	4,820	4,210	610	14.5	↗
窯業・土石製品	2	81	13,161	3,999	9,162	229.1	↗
鉄鋼	27	5,690	10,794	7,431	3,363	45.3	↗
非鉄金属	13	970	8,115	6,626	1,489	22.5	↗
金属製品	41	8,527	8,570	6,145	2,425	39.5	↗
機械器具	63	16,449	14,149	7,877	6,272	79.6	↗
電子部品・ デバイス	1	10	10,054	5,780	4,274	73.9	↗
電気機械器具	9	2,509	11,823	5,642	6,181	109.6	↗
情報通信 機械器具							
輸送用機械器具	11	11,050	12,622	7,078	5,544	78.3	↗
その他の製造	2	359	8,471	5,252	3,219	61.3	↗

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないことから、結果の利用にはご注意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。